

【諮問（個人）第139号】

24川情個第9号  
平成24年6月8日

川崎市教育委員会  
委員長 峪 正 人 様

川崎市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 鈴 木 庸 夫

保有個人情報訂正請求に対する一部承諾処分に係る異議申立てについて（答申）

平成22年5月13日付け22川教指第525号にて諮問のありました保有個人情報訂正請求に対する一部承諾処分に係る異議申立てについて、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

実施機関川崎市教育委員会が行った異議申立人の保有個人情報訂正請求に対する一部承諾処分は妥当である。

## 2 異議申立ての趣旨及び経緯

異議申立人は、〇〇〇〇（以下「本件児童」という。）の法定代理人として、平成21年4月30日付けで開示された欠席理由を記載した出席簿の補助記録（以下「本件文書」という。）に記録された本件児童の保有個人情報につき、平成21年10月30日付けで、川崎市個人情報保護条例（昭和60年川崎市条例第26号。以下「条例」という。）第26条第1項の規定に基づき、実施機関川崎市教育委員会（以下「実施機関」という。）に対して、平成20年9月19日分の本件児童の欠席理由について「(担任教諭等に対する) 怯え・不安・不信」と、また、10月2日分、10月3日分の欠席理由について、「(担任教諭等に対する) 恐怖・不信」と訂正する旨の保有個人情報の訂正請求（以下「本件請求」という。）を行った。

実施機関は本件請求に対して、平成22年1月15日付けで、各日付の欠席理由について「恐怖感不信感」と記入する形で訂正する、として一部承諾処分（以下「本件処分」という。）を行った。

異議申立人は、平成22年3月22日付けで、本件処分に対し「担任教諭等に対する」恐怖感不信感であった旨明記すべきである、として異議申立てを行った。（当審査会諮問（個人）第139号事件）

## 3 異議申立人の主張要旨

平成22年3月22日付け異議申立書、同年8月3日付け意見書、平成24年2月10日実施の口頭意見陳述によれば、異議申立人の主張要旨は、次のとおりである。

本件文書のうちの平成20年9月1日欄には「担任に不安」と明記されており、記載スペースの問題からも「担任教諭等に対する」という文言が入らない合理的理由はない。また、本件児童の欠席理由において、「何に対する」恐怖感や不信感を抱いたかという点は非常に大きな部分であり、単なる「恐怖感不信感」という包括的な表現の記録のみでは事実を正確に記録しているとは言い難い。

法令等により作成が義務付けられたものではないとしても、学校の教諭が児童について記録している以上、個人情報であることには相違ないはずである。仮に個人の備忘のためだとしても、事実と相違した内容であれば訂正されるべきである。

## 4 実施機関の主張要旨

平成22年6月30日付け処分理由説明書、平成24年1月13日実施の口頭による処分理由説明聴取によれば、実施機関の主張要旨は、次のとおりである。

本件請求の際に、訂正すべき事実の誤りを証する書類として異議申立人から提出された連絡帳の写しから、本件文書における平成20年9月19日、同年10月2日、同月3日（以下「本件該当日」という。）の欄に異議申立人側から連絡のあった欠席理由の

概要を「恐怖感不信感」と記入する形で訂正を行った。連絡帳には、本件該当日に登校できない理由として「恐怖感」「不信感」という文言が強調して記載されている。

本件文書は、主として本件児童を欠席扱いとした日について、連絡帳等で異議申立人側から連絡があった欠席理由の概要を担任教諭が自らの備忘のために手書きでメモしたものであり、法令等により作成が義務付けられたものではなく、当該教諭が自らの備忘に資する程度の記述をすれば足りる性質の文書であり、「何に対する」という記載がなくとも十分に目的を達するものである。

## 5 審査会の判断

当審査会は、本件文書における異議申立人と実施機関の主張に関し、以下のように判断する。

- (1) 本件文書における本件該当日の「恐怖感不信感」という記載について、異議申立人は、「担任教諭等に対する」という記載を加えなければ、事実に対する正確な記載とはならない旨主張する。それに対し実施機関は、本件文書は、法令で作成が義務付けられたものではなく、担任教諭が本件児童の欠席日と欠席理由の概要を自らの備忘のためにメモしたものであって、その程度の記述をすれば足りる性質の文書である旨主張している。

そこで検討するに、条例第21条は、何人も自己の保有個人情報について事実の記載の誤りがあると思うときは、その訂正を請求することができる権利を有することを定めたものであるが、同条による訂正請求の対象は「事実の記載の誤り」に限られ、個別の事実以外の評価や意見等の個人の判断内容の記載については、訂正請求の対象とはならないとされており、また、条例第22条では、実施機関は、前条の規定による訂正の請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲で、当該保有個人情報を訂正しなければならないことを定めている。

本件においては、本件文書における本件該当日の「恐怖感不信感」との記載について、実施機関に「担任教諭等に対する」という記載を加筆すべき義務があるといえるかが問題となる。

ア まず文書の性質についてみると、本件文書は、法令により作成が義務付けられたものではないが、担任教諭が、本件児童の連絡帳に記載された欠席日及び欠席理由の概要について、出席簿の補助的記録として個人の備忘のために作成したものである。その後、本件文書は、学校長や関係機関からの本件児童に関する問い合わせの際に利用されるようになり、出席簿と共に学校に保管されていることから、組織的な利用がされた以降、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているもの」(条例第2条第3号)に該当するようになったものといえる。

イ 次に、本件文書が作成された経緯をみるに、本件児童の欠席が繰り返され、本件児童の連絡帳に担任教諭、学校長、教頭に対する恐怖感不信感のため本件児童に登校できない旨が記載されていたため、担任教諭が本件児童やその保護者との対応に

供するため、出席簿の補助的記録として、本件児童の連絡帳に記載された欠席理由を備忘のために記したものである。

したがって、本件文書は、出席簿の補助的な記録として、本件児童の当該欠席理由が病気や怪我によるものか、あるいは、恐怖感不信感などを訴えて休んだものかを判別できる程度に記載されていれば、その利用目的を達するものといえる。そして、本件該当日における「恐怖感不信感」との記載は、「本件児童が恐怖感不信感を訴えて学校を欠席した事実」が読み取れるのであるから、それに加えて「担任教諭等に対する」と記載することは、当該保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲に該当するとはいえず、実施機関に条例第22条の訂正義務があるとまでは認められない。

- (2) 以上のとおりであって、異議申立人の保有個人情報訂正請求に対し、実施機関に条例第22条による訂正義務があるとまでは認められず、異議申立人の請求には理由がない。

以上の理由により、前記1に記載の審査会の結論のとおり答申する。

川崎市情報公開・個人情報保護審査会（五十音順）

委員 青柳 幸一

委員 植村 京子

委員 小塚 淳子

委員 三浦 大介